

身近な相談相手 民生委員・児童委員

～困りごとがあれば、気軽にご相談ください～

民生委員・児童委員とは…

地域住民の立場に立って、地域の福祉を担う無償のボランティアです。

民生委員とは、地域から推薦され民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される「非常勤の特別地方公務員」です。

また、民生委員は児童福祉法で定められる児童委員を兼ねることとなっています。交通費、通信費、研修費等へ充てる定額の活動費のみ支給されますが、無報酬のボランティアとして活動されています。

民生委員・児童委員の役割は…

地域を見守り、住民の身近な相談相手であり、専門機関等へつなぐ役割を担っています。

担当地区において高齢者や障がいのある方の見守りと、子どもたちへの声掛けなどを行なっています。また、住民の心配ごと、悩みごとなどを聞き、その内容に応じて必要な支援が受けられるよう専門機関へのつなぎ役として活動されています。

また、民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務がありますので、相談した内容について秘密は守られます。

益田市では、現在 172 名の民生委員・児童委員がそれぞれ担当地区において活動しておられます。生活上の困りごと、心配ごとのある方は、お住まいの地域の担当民生委員・児童委員を紹介しますので下記までご連絡ください。



【問い合わせ先】市福祉総務課 地域福祉係 ☎ 31-0664

益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例 制定記念事業（第 2 回講演会）

【日 時】11月4日(火) 10:00～11:45 (受付 9:30～)

開会行事 10:00～ 記念講演 10:10～

【場 所】益田市人権センター（須子町 3-1）

参加無料
申込不要

※手話通訳・要約筆記あり

「みんなが幸せになるために考えよう
～あなたの人権は守られていますか～」

講 師 奥田 均 さん (近畿大学名誉教授)



【問い合わせ先】市人権センター ☎ 31-0412 FAX 31-0414